

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日)  
に当そ  
がと日  
休き  
日は、  
鳥取県立境港通勤寮管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

## 規則

### 目次

#### ◇規

則 鳥取県立境港通勤寮管理規則の一部を改正する規則 (障害福祉課)

#### ◇告

示 鳥取県債権管理事務取扱規則の一部を改正する規則 (会計課)  
鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更 (水産課)

公布された規則のあらまし

- ◇鳥取県立境港通勤寮管理規則の一部を改正する規則
- 一 収入月額から必要経費及び八、〇〇円を控除した額が一九、九六〇円を超える入居者に係る境港通勤寮の利用に対する費用の微収月額を、収入月額から必要経費及び八、〇〇円を控除した額（上限 二〇、〇〇〇円）に引き上げることとした。
- 二 この規則は、平成十二年一月一日から施行することとした。

鳥取県知事 片 山 善 博

平成十一年十一月二十八日

### 鳥取県規則第七十六号

鳥取県立境港通勤寮管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立境港通勤寮管理規則(昭和四十八年三月鳥取県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別表中「一九、九六〇円」を「二〇、〇〇〇円」に改める。

#### 附則

この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

鳥取県債権管理事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年十一月二十八日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第七十七号

鳥取県債権管理事務取扱規則の一部を改正する規則

平成11年12月28日 火曜日

鳥取県債権管理事務取扱規則（昭和二十九年二月鳥取県規則第十六号）の一船を次の  
よへに改正す。

株式第一号廿「（郵便はがき大とする。）」を除く、「殿」や「様」に改め、「7.25パー  
セント」の次に「（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定  
歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.25パーセントの割合に満たない場合  
は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合）」を除く。

**附則**

- 1 「の規則は、平成十一年一月一日から施行する。
- 2 「の規則の施行の際現にいる規則による改正前の鳥取県債権管理事務取扱規則の規  
定に基づき作成されたる用紙は、」の規則による改正後の鳥取県債権管理事務取扱  
規則の規定にかかわらず、当分の間、使用するいふがや。

十四  
六

**鳥取県告示第七百八十五号**

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第七項  
の規定に基づき、同法第三条第二項第六号に掲げる数量に関する実施方策に関する規定  
鳥取県の計画を変更したので、同法第四条第十項において準用する同条第五項の規定に  
よつて告示する。

平成十一年十一月一十八日

鳥取県知事 壱 仁 謙 世

鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成10年12月鳥取県告示第809  
号）の全部を改正する。

**一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針**

1 本県の平成9年の海面漁業生産量（属人）は、79,000トンで全国第14位の漁獲実  
績を示しており、海面漁業生産額についても、184億円と本県において水産業は重  
要な産業として位置付けられている。

また、本県西部に位置する境港は日本海側最大の漁業基地であるとともに、水產  
物流加工の一大拠点となっている。

このように、水産業は本県の均衡ある発展を図るために極めて重要な産業であ  
り、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、  
合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の沿岸流は、概略的に単調な沿岸線と平行して対馬暖流沿岸流の東流が卓越  
している。一方、隱岐海峡を通る流れと隱岐島をう回して同島東側を南下する流れ  
が合流し、また、海底地形に起因する山陰若狭沖冷水の消長が見られ、これと相ま  
って複雑な流況を呈することから、回遊魚の移送、接岸が促され、本県冲合水域は我  
が国有数の漁場を形成している。

しかしながら、従来から本県漁獲量の80パーセント以上を占めてきたまいわし資  
源は近年急激に減少しつつあり、また、その他の漁業經營上重要な海洋生物資源に  
ついても低水準、減少傾向にあるものが多くなってきている。

今後ともこのような状況が継続すれば、県民、国民のニーズへの的確な対応のみ  
ならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

3 このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、  
種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体とし  
て多くの海洋生物資源の保存及び管理を図られるようになってきているが、さらに  
海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に關  
する基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について適切な管理  
措置を講じることとする。

4 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の  
公表等、実効力のある措置を講じるため、他県入漁船を含めて特定海洋生物資源の

採捕実績の的確な把握に努めることとする。

5 また、漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的数据又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るために、県水産試験場を中心とし、国又は関係道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また、資源管理の充実を図るために、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

6 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

7 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るために、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

8 本県における漁獲可能量制度においては他県入漁者においては他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うように努めることとする。

二 特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項特定海洋生物資源の知事管理量は以下のとおりである。

#### 【まあじ】

平成12年：若干

#### 【するめいか】

平成12年：若干

#### 三 特定海洋生物資源知事管理量に関する事項

#### 【まあじ】

中型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることができないよう、許可隻数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が近年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

小型定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、原則として現状の規模を維持することとし、この結果、漁獲実績が近年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

#### 【するめいか】

5トン未満の動力船により釣りによってするめいかを獲ることを目的とする漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう指導とともに、漁獲の動向等の推移について注意を払うものとする。

四 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項  
海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。